1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施事業

(1) 理事会 年 3 回程度開催

○5月開催 平成29年度事業報告及び決算報告の承認 等

○12月開催 平成30年度補正予算の承認 等

○3月開催 平成31年度事業計画及び予算の承認 等

(2) 評議員会 年3回程度開催

○6月開催 平成29年度事業報告及び決算報告の承認 等

○12月開催 平成30年度補正予算の承認 等

○3月開催 平成31年度事業計画及び予算の承認 等

(3) **監事会** 年1回開催

○5月開催 平成29年度事業及び一般会計監査

(4) 評議員選任・解任委員会 必要に応じて開催

(5) 苦情解決第三者委員会 必要に応じて開催

(6) 専門委員会 必要に応じて開催

(7) 愛媛県共同募金会久万高原町支会運営委員会

○5月開催 共同募金一般配分金 平成29年度地域配分ついて審議

平成30年度配分計画(案)について審議

(8) 地域における公益的な取組

地域住民だけでは担いきれない「地域における福祉ニーズ」に対して住民や福祉関係者ととも に地域の福祉課題・生活課題の解決に取り組み、支援を必要とする方に新たな福祉サービスを提 供できるよう具体的に検討する。

(9) 福祉活動の啓発事業の実施

子どもから高齢者までだれもが生き生きと自立した生活を送れる「温もりと安らぎのある住み やすい福祉のまち みんなでつくる久万高原」を目指すため、児童・高齢者・障がい者福祉の推 進、福祉ボランティア活動の展開など様々な福祉活動の啓発事業を実施する。

(10) 第8回久万高原町社会福祉協議会杯ディスコン大会の開催

青少年から高齢者まで、広く久万高原町全域の方に楽しんでいただけるレクリエーション・スポーツの普及・推進・交流を目的として、平成23年度より実施しているディスコン大会を平成30年度も第8回大会として実施する。

(11) 生活・介護支援サポーター養成講座の実施(久万高原町委託事業)

地域の高齢者の個別の生活ニーズに応える仕組みを安定的・継続的に構築するため、町民の主体性に基づき運営される新たな住民参加サービス等の担い手として、生活・介護支援サポーターを養成し、地域で高齢者の生活を支えるシステムを構築することを目的として実施する。更に将来の久万高原町を支える子どもたちに福祉や介護への理解を深め思いやりの心を学んでもらうため、町内の小中学生を対象とした講座も視野に入れ、検討実施する。

(12) 福祉機器の貸出事業

介護保険事業での購入や貸与までのつなぎ期間、または各種制度への申請以前に急遽介護機器が必要な状況になった場合等に、一時的に福祉用具(日常的生活用具)を無料で貸し出す。

(例) 車椅子・介護用品等の無償貸出。

(※ 機器や機器名の指定、利用者の要望は対応不可。)

(13) 防災診断の同行訪問

消防署職員・警察職員・ボランティア・社協職員等による、ひとり暮らしのお年寄り宅、後期 高齢者夫婦世帯宅の防災診断に同行し、暮らしの安心と安全の確保を呼びかけ、同時に心配ごと や相談ごと等について問いかけを実施する。

○ひとり暮らしのお年寄り宅防災診断 例年のとおり11月~12月頃の予定

○後期高齢者夫婦世帯宅防災診断 " 3月頃の予定

(14) くまくるまるしぇ (軽トラ市) での地域福祉推進事業の実施

「生きがいや活力を持って、誰もが安心して暮らせる地域」の実現には、一人ひとりが課題に 気づき、さまざまな機関団体等と連携し、想像力や創造力を活かしながら、協働・連携して取り 組むことが大切である。その取り組みに必要なネットワークの構築と新しい創造活動に繋げるため、久万町商店街で毎月第4日曜日に開催されているくまくるまるしぇに出店者としてブースを 設け、本会の事業・取り組みなどについて周知を図り、各支所の活動や各地域で実施しているサロン活動等とも協働し、地域福祉推進活動を実施する。

(15) 配食サービス事業の実施

面河、美川、柳谷地区において、65歳以上の一人暮らし、または高齢者のみの世帯で、身体機能の低下及び傷病等の理由により調理困難で、バランスのとれた食事の提供や安否確認が必要と判断される方などを対象に昼食を配達する配食サービスを実施する。また民生委員等の協力を得て、地域ニーズの把握に努める。

2. 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助事業

(1) 地域福祉活動支援事業

福祉ボランティアの各グループ・民生委員・各小中学校児童生徒職員・婦人会・老人クラブ 等が、各地区単位で「友愛訪問」や「ふれあい・いきいきサロン」活動を実施し、福祉サービ スの紹介・介護相談・リハビリ実習・健康講座・調理実習等を実施している。また、地域の親 睦を深めること等を目的として開催している各行事等、及び下記に記載している団体等の諸活 動について、積極的に活動支援する。

- - ○久万高原町ボランティア連絡協議会

久万支部 13 グループ ・ 面河支部 6 グループ ・ 美川支部 4 グループ 柳谷支部 3 グループ

○その他ボランテイアグループ 精神保健ボランティアグループゆきんこ、パステルくらぶ 等々

◇ 施設訪問・施設ボランティア

町内福祉施設、事業所等への訪問や入所者との交流等、様々なボランティア活動へのコーディネートを行う。

◇ サロン活動グループ

様々なサロン活動グループへの支援を行うとともに、行政や公民館と連携して新たなサロングループの立上げに関する相談支援を実施する。

久万地区 ①露峰愛和会 ②陽だまりサロン直瀬 ③入野出前サロン ④おはり娘サロン

- ⑤あせぶ谷ふれあいサロン ⑥東生き生きサロン ⑦なかよし会
- ⑧久万下ディスコン愛好会 ⑨やまのてサロン ⑩つじサロン
- ①サロンあけぼの ②まちなかサロン ③西明神福寿会サロン ④柳井塾
- ①加野川ディスコン愛好会

面河地区 ①本組サロン ②中組サロン ③渋草サロン ④若山サロン

美川地区 ①つづらがわサロン ②サロン久主の下 ③二箆サロン ④中黒岩サロン ⑤古味サロン

柳谷地区 ①にこにこサークル ②やすば楽々サロン ③いきいきサロンこむら

④名荷ふれあいサロン ⑤桜健美サークル ⑥柳井川ディスコン愛好会

⑦若草ディスコンクラブ

(2) 地域防災に関する活動支援

災害時における地域及び行政や関係機関との連携体制の強化を図るとともに、平時より地域における避難訓練・防災学習等の活動を支援する。また非常体制(激甚災害時等)において、被害状況及び町災害対策本部の設置確認などにより、必要に応じて久万高原町社協災害救援本部を設置し、要援護者等の地域住民を支援する。

(3) 小地域連携支援事業

地域課題を解決していくための地域福祉力向上を目指し、地域住民・機関・団体等の交流、ネットワーク強化、連携を充実させるとともに、住民や様々な地域の担い手が主体性をもち、地域の中で持てる力を生かしながら続けられる地域づくりの推進を図ることを目的とする。

(4) 生活支援体制整備事業(久万高原町委託事業)

日常生活の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していくために必要となる多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築するため、支援ニーズとサービスのコーディネート機能を担い、サービスを提供する事業主体と連携して支援体制の充実・強化を図る。

- ◇ 生活支援コーディネーターの配置による支援
- ◇ 協議体の設置の検討
- ◇ 住民主体型サービス・基準緩和型サービス従事者研修の実施 等

3. ボランティア活動の振興事業

(1) 久万高原町ボランティア団体の育成支援事業

ボランティア団体・学校・地域等において、各種講座及び勉強会・研修会等に担当職員を派遣するなど、協力や支援を行いボランティア団体の育成に努める。また、外部研修等への参加や町内のボランティア団体間の交流会を開催することにより、ボランティア活動の充実及び推進を図る。さらに、地域福祉の増進及び団体の自主性を促進するための助成として、ボランティア活動団体助成金を交付する。

(2)「見守り推進員」制度のさらなる普及、充実

支援を必要とする高齢者や障がい者の方が住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるために、地域全体で互いに見守る体制がさらに重要であるとの見地から、各地域で「見守り推進員」

を委嘱し、地域内の各団体と連絡し、互いに相談できる体制を作る。

(3) 久万高原町介護支援ボランティア事業(介護予防事業)の実施

高齢者が介護支援ボランティア活動(指定事業所でのボランティア活動)を通じて地域貢献することを積極的に奨励・支援し、高齢者自身の社会参加を通じた介護予防を推進するため、町民との共同連帯の理念に基づき久万高原町介護支援ボランティア制度を設け、いきいきとした地域社会になることを目的として、久万高原町の委託事業として実施する。

(事業概要)

65歳以上の高齢者の介護支援ボランティア活動実績にあわせて評価ポイントを付与し、申出により当該評価ポイントを換金した「介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金」を交付する制度(一定の社会参加活動をした方に対し、活動実績に応じて、実質的に介護保険料負担を軽減する制度)

(4) 高齢者福祉ネットワーク事業の推進

コミュニティーケアを目指し、各地区ボランティアグループ・民生委員等の協力を得ながら連携を強化し、ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯の安否確認や情報交換を実施する。

(5) ボランティアコーディネート推進事業(久万高原町委託事業)

本・支所それぞれにボランティアコーディネーターを配置し対応するとともに、各種関係機関とのマッチングを積極的に実施する。

4. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成事業

(1) 第3次地域福祉活動計画に基づく事業推進

子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、誰もが地域において、いきいきと自立した生活が送れ、地域におけるさまざまなサービスや活動を組み合わせ〔共に生き、支え合う社会づくりを具体化する〕ことを目指し、平成28年度からの第3次地域福祉活動計画「ともに輝く元気プラン」をもとに各種事業を推進し、計画に対する推進状況の把握と計画に対する中間評価を実施する。

(2) 広報活動

- ◇ 久万高原町「社協だより」「支所だより」の発行
- ◇ 久万高原町防災行政無線放送を活用し、住民周知を実施
- ◇ 久万高原町社会福祉協議会ホームページ、ブログの充実及び管理体制の強化
- ◇ 各福祉関係機関への情報提供の実施
- ◇ パンフレットによる久万高原町社会福祉協議会の事業内容の周知・啓発
- ◇ 第3次地域福祉活動計画の周知・啓発

5. 社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(1) 全戸会員運動の推進

急速に過疎化・高齢化が進む本町において、町民のニーズに沿った事業の実施や町づくりには、

どうしても自主財源の確保が必要となっている。本会の主たる自主財源は、会員からお寄せいただく善意(会費)によるものであり、介護保険法の改正・障害者総合支援法・生活困窮者自立支援法の施行等、めまぐるしく改正される福祉関連事業のなかで、各種の事業運営を通して自主財源の安定を図っているが、更なる福祉基金の充実と自主財源の安定を図り、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを目指すために、全戸会員運動の推進を実施する。

平成30年度会費目標額 2,016,000円

① 一般会員 500円 ②特別会員 1,000円(2口以上)

③法人会員 10,000円 ④町外特別会員 2,000円

(2) 障害者福祉団体の育成と事業支援

久万高原町身体障害者福祉会・NPO法人ぽっかぽか・NPO法人パステルくらぶ・就労継続 支援B型事業所あっぷるハウス久万・グループホームあさひ・グループホームひまわり・パステル工房等への育成費補助及び事業・運営支援を実施する。

(3) 上浮穴地区更生保護女性会への支援

上浮穴地区更生保護女性会への育成費補助及び事業推進の支援。

(4) 児童福祉・母子、寡婦、父子福祉関係支援事業

- ◇ 児童福祉支援
 - ①社会福祉法人育和会 久万保育園への育成費補助
 - ②久万高原町くまっこ祭りへの支援
- ◇ 母子、寡婦福祉の推進久万高原町母子、寡婦福祉会の事業推進への支援

(5) 軽スポーツ (ディスコン) の普及と活動支援

町内各地区においてディスコンの普及と活動支援を行う。またディスコン愛好者団体相互の連携を深めるとともに会員相互の親睦と健康づくりを目的として組織する久万高原町ディスコン協会への育成費補助及び事業推進の支援を行う。

(6) 各種教室・実習等〈福祉学習〉

◇ 車椅子体験・高齢者疑似体験の実施

病気やけがによって発生した後遺障がい及び身体に障がいのある方の日常生活を、装具を装着し体験するなど、障がいに対するバリアフリーの推進を図ることを目的に各種教室や疑似体験活動を実施している。

今年度も在宅介護支援センター・保健センター等関係機関と協働して、教育行政や学校・公 民館・一般企業等へ働きかけながら福祉学習活動を実施する。

◇ 認知症サポーター養成講座

尊厳をもって最期まで自分らしくありたい。これは誰もが望むことであるが、この願いをはばみ、深刻な問題になっているのが「認知症」である。しかし認知症について、周囲の理解と気遣いがあれば、その地域において穏やかに暮らしていくことは可能である。そのため、みんなで認知症の人とその家族を支え、誰もが暮らしやすい地域を作ることを目的として、認知症サポーターを一人でも多く増やすための事業を、久万高原町地域包括支援センターと協働して実施していく。

◇ 絵本教室の開催

地域の住民一人ひとりが、認知症という病気や人について正しく理解し、世代を越えた交流を図りながら、偏見や差別をなくしていくことを目的として、児童・生徒を対象に、認知症についての絵本を用いた教室を、久万高原町教育委員会及び各学校と協働で実施していく。

◇ 大学実習生等の受入

大学で既に取得した社会福祉に関する知識と技術を、実務研修を通して総合的に実践していただき、その経験を生かして社会福祉に関わる者として必要な能力と態度を身につけ育てることを目的として、大学からの実習生を受け入れる。また中学生・高校生の職場体験を積極的に受け入れる。

(7) 各種大会・協議会・研修会等への積極的参加

- ◇ 愛媛県社会福祉大会への参加
- ◇ 会長・事務局長会議、社協トップマネージメント研修会への参加
- ◇ 社協職員連絡会議への参加
- ◇ 愛媛県共同募金会市町支会実務担当者会議への参加
- ◇ 愛媛県ホームヘルパー協議会への参加 等々 各職員の資質向上に繋がる専門研修会へ積極的に参加する。

6. 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡に関する事業

保健・福祉・医療機関等とネットワーク関連事業

- ◇ 地域公民館及び集会所等を活用し、高齢者の孤独化と要介護状態とならないこと等を目的とした介護予防施策事業として保健センター・包括支援センターが実施する事業等に参加・協力する。○介護予防普及啓発事業(はつらつサークル) 等保健福祉関連事業
- ◇ 久万高原町内外を問わず、保健・福祉・医療等関係機関との連絡・調整業務を実施し、在宅生活者・施設入所者・在宅生活の困難な人等、様々なケースに応じたケアマネージメントによる適切なサービスを提供する。
 - ○久万高原町地域包括ケア推進会議
 - ○久万高原町在宅介護支援センターによる担当地域ケア会議
 - ○介護保険事業担当者等によるサービス提供担当者会議
 - ○自殺対策推進事業ネットワーク会議
 - ○障害者地域総合支援協議会 等々

7. 共同募金事業への協力に関する事業

- (1) 共同募金運動の実施
- ◇ 赤い羽根共同募金 (10月~12月)

(2) 共同募金配分事業

- ◇ 一般配分事業の実施
 - ①高齢者福祉分野活動費
- ②障害者福祉分野活動費
- ③児童福祉・健全育成分野活動費
- ④地域福祉分野活動費

◇ 災害見舞金交付

8. 地域福祉権利擁護センターの経営

高齢者や障がい者など判断能力が不十分になった方、ひとり暮らしなどで閉じこもりがちな方、身近に頼れる家族がいない方、家族との関係が悪い方、あるいは多問題を抱えている家族などは、判断能力の低下という機能上の障がいに加えて、家族・親族のインフォーマルなサポートが弱く、社会との関係の希薄さや孤立の問題が、本人の生活を不安定にし、しかも権利侵害に遭いやすい状況となっている。そこで、幅広い関係機関、専門職との連携・協働により、高齢者や障がい者等が安心して暮らせるよう支援するために、以下の事業を実施する。

(1) 法人成年後見事業

認知症・知的障がいや精神障がいなどにより、判断能力の十分でない方(被後見人・被補佐人・被補助人で以下「被後見人」という。)が、財産管理や日常生活での様々な契約などを行うときに、判断がむずかしく不利益を被る悪質商法等の被害者となることを防ぎ、権利と財産を守り支援する制度で、その被後見人の後見人として本会法人が後見人となり、権利と財産を守る支援を実施する。

(2) 福祉サービス利用援助事業 (日常生活自立支援事業) の実施

認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者など、判断能力の不十分な方が、自立した地域生活が送れるよう日常的な福祉サービスの援助を行い、同時にその利用者の権利を擁護することを目的とした事業を実施する。

(3) 虐待防止等に関する事業

児童虐待の防止等に関する法律、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する 法律、介護保険法及び障害者総合支援法等の見地から、「発生予防」「早期発見・早期対応」「保護・ 支援」「再発防止」等に努め、虐待関連について総合的な支援を実施する。

9. 老人居宅介護等事業の経営

(1) **要介護認定訪問調査事業**(久万高原町・松山市等各介護保険事業者からの委託事業) 介護保険法第27条第2項に基づき委託された、要介護認定訪問調査を実施する。

(2) 介護予防サービス計画作成事業(久万高原町委託事業)

久万高原町地域包括支援センターが介護保険法で規定する、指定介護予防支援業務の一部を、 介護保険法規定に基づき、本会の指定居宅介護支援事業所が受託し、介護予防サービス計画を作 成する事業を実施する。

(3) 指定居宅介護支援事業

介護保険等関係法令及び利用者との契約に基づき、居宅において自立した日常生活を営むために居宅サービス計画を作成するとともに、作成された計画に基づき、適切な居宅サービスの提供が確保されるよう、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を提供する。

(4) 指定訪問介護事業、介護予防・日常生活支援総合事業(訪問型サービス)

要支援または要介護状態と認定された利用者に対し、介護保険法の趣旨に従い、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他生活全般にわたるサービスの提供を実施する。

介護保険制度の改正に伴い、平成29年4月1日より従来の介護予防指定訪問介護事業を介護 予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービス(国基準)に変更し、実施している。

(5) 外出支援サービス事業 (久万高原町委託事業)

移送用車両(リフト付車両及びストレッチャー装着ワゴン車等)により、利用者の居宅と在宅 福祉サービスや介護予防事業を提供する場所、医療機関等との間を送迎支援する。

(6) 人工透析患者送迎サービス事業(久万高原町委託事業)

人工透析治療のため、町外医療機関に通院されている住民の方(久万高原町が認めた方)を、 居宅と町外医療機関との間を送迎する支援事業を実施する。

10. 老人デイサービス事業の経営

指定通所介護事業、指定地域密着型通所介護事業、介護予防・日常生活支援総合事業(通所型サービス)

要介護状態と認定された利用者に対し、介護保険法の趣旨に従い、自立した日常生活を営むことができるよう、デイサービスセンターにおいて、送迎、入浴サービス、給食サービス、日常動作訓練、社会参加、その他生活全般にわたるサービスの提供や、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るためのサービスを実施する。

デイサービスセンターおもごの通所介護事業では指定地域密着型通所介護事業を実施し、地域 住民との交流や関係事業者等との連携を図り、総合的なサービスを提供する。

また従来の介護予防指定通所介護事業を介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービス(国 基準型) へ移行し、柳谷デイサービスでは通所介護サービスA(基準緩和型)を実施する。

11. 老人介護支援センター事業の経営

在宅介護支援センター事業(久万高原町委託事業)

久万高原町地域包括支援センターのブランチとして、久万高原町全域を対象とした在宅介護支援センターを設置する。(久万地区平成25年4月、面河地区平成19年4月、美川地区平成24年4月、柳谷地区平成17年6月開設)本支所単位に1名の専従職員を配置し、訪問による相談体制の強化を図ることにより、よりきめ細かな高齢者世帯等の実態把握、在宅高齢者等からの福祉総合相談業務や在宅福祉関係機関との連絡調整会議の開催等を実施する。その他、介護保険事業の住宅改修等の相談も可能であり、住宅改修事業者との連絡調整業務や住宅改修費支給申請書作成の代行事業、介護保険制度改正に伴う地域支援事業への移行、地域包括ケアシステムの構築への対応等を実施する。

12. 高齢者生活支援ハウスの経営

高齢者生活支援ハウス管理事業(久万高原町指定管理事業)

久万高原町内の高齢者に対し、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよう支援し、もって高齢者の福祉増進を図るため高齢者生活支援ハウスの指定管理者として事業を実施する。

13. 地域生活支援事業の経営

(1) 相談支援事業(地域生活支援事業)

利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、利用者または障がい児の保護者の選択に基づき、適切な障がい福祉サービス等が、多様な事業者から、総合的且つ効率的

に提供されるよう相談援助を実施する。

- ◇ 基本相談
- ◇ 特定相談支援
- ◇ 障がい児相談事業 (難病者・児含む)

(2) 障害者移動支援事業(地域生活支援事業)

屋外での移動が困難な障がい児・者に対して、地域における自立支援生活及び社会参加を促進することを目的として、外出のための支援を実施する。

(3) 重度身体障害者日中一時支援事業(地域生活支援事業)

日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の重度身体障がい者に、日中における活動の場を提供し、重度身体障がい者を日常的に介護している家族の負担軽減を図るための支援を、本所及び面河支所のデイサービスセンターにおいて実施する。

14. 障害福祉サービス事業の経営

(1) 指定障害者居宅介護事業 (障害者総合支援法事業)

利用者及び障がい児・者が居宅において日常生活を営むことができるよう、身体その他の状況 やその置かれている環境に応じて、入浴、排泄、食事等の介護及び調理、洗濯、掃除等の家事、 並びにこれらに付随する生活等に関する相談等のサービスを提供する。

(2) 同行援護事業 (障害者総合支援法事業)

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に対し、外出時に同行して移動に必要な情報を 提供するとともに、移動の援護等を実施する。

(3) 特定相談支援事業·障害児相談支援事業

障がい福祉サービス等を申請した障がい児・者について、サービス等利用計画の作成を行う。

(4) 指定一般相談支援事業

入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を要する方に対し、地域移行に向けた支援や、入所施設や精神科病院から退所・退院した方、家族との同居から一人暮らしに移行した方、地域生活が不安定な方等に対し、地域生活を継続していくための支援を行う。

15. 福祉相談事業

(1) 心配ごと・人権・行政相談所の開設

人権擁護委員・行政相談委員・心配ごと相談委員による無料相談所の開設。

- ◇ 本所・柳谷支所は奇数月、久万支所・面河支所は偶数月の20日(6月は1日)に実施。※ 開設日が休日の場合は直近の翌営業日に実施する。
- ◇ 開設時間帯 9:00~12:00

(2) 法律相談所の開設

弁護士、司法書士による無料法律相談所の開設。

- ◇ 本 所 司法書士により毎月5日に実施。
- ◇ 久万支所 弁護士により奇数月の毎月6日に実施。
- ※ 開設日が休日の場合は直近の翌営業日に実施する。予約者がいない場合は休止とする。

16. まごころ銀行の設置運営

久万高原町民の善意の預託を受けて、これを効果的に還元し、もって社会福祉の増進に寄与することを目的として、まごころ銀行を設置し運営する。

- ◇ 地域福祉推進事業活動費・各種団体への助成
- ◇ チャリティ事業の実施と協力
 - ※ 平成30年度寄付金受領予定額 2,756,000円

17. 生活福祉資金貸付事業

(1) 生活福祉資金貸付事業

低所得者や高齢者、障がい者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度。本貸付制度は、都道府県社会福祉協議会を実施主体として、久万高原町社会福祉協議会が窓口となって、下記資金の普及・推進及び償還に関する支援を実施する。

- ◇ 総合支援資金
- ◇ 福祉資金
- ◇ 教育支援資金
- ◇ 不動産担保型生活資金
- ◇ 臨時特例つなぎ資金
- ◇ ハローワーク・地方自治体が実施するセーフティネットとの連携・調整等

(2) 久万高原町社協小口資金貸付事業

低所得階層であって、自立更生上この事業を利用することによって、応急的に生計の調整が可能と判断される方へ5万円を限度に貸し付ける事業であり、継続的に実施する。

18. 生活困窮者相談支援センターの経営

平成27年4月からの生活困窮者自立支援法の施行に伴い、生活保護に至る前段階の生活困窮者に対し、「第2のセーフティネット」の充実を図り、就労支援、住居確保給付金の支給等多様な問題に対処し、くらしの相談支援室を設置し適切な支援を実施する。

また状況により、家計収支等に関する課題の評価・分析を行い、相談者の状況に応じた支援計画の作成等を行う「家計相談支援事業」を実施する。

19. その他、この法人の目的達成のため必要な事業

上記以外の事業で、本会の目的達成のため必要な事業を実施する。